平成27年10月28日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名		主	管	課	
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)	教	育	政	策	課
2	山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則の制定について	高	校	教	育	課
3	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定に ついて	高	校	教	育	課

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について (報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、平成27年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成27年(2015年)10月28日

山口県教育委員会 教育長 浅原 司

永年精勤の部 (表彰規則第2条第6号)

所 属 名	職名	氏 名	勤務年数	備 考
周南市立富田中学校	教諭	古城 利則	3 4 年	平成27年9月18日早期退職
防府市立新田小学校	栄養教諭	藤村 美津子	24年	平成27年10月11日 死亡退職

議案第2号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正 する規則の制定について

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を 次のとおり定める。

平成27年(2015年)10月28日

山口県教育委員会

十一日に在学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

る。

別表第一から別表第三までを削る。

別 記第一号様式(その一) から同様式(その三)までを削り、 同様式 (その四) 中

「(他の都道府県から入学を志願する場合)」 を削り、 「所属学区外高等学校入学志願

承認申請書」 や「山口県立高等学校入学志願承認申請書」以、 「所属学区外の高等学

別記第二号様式を削る。

別記第三号様式中「畑は、

内」を「神は、山口県の区域外」に改め、同様

式を別記第二号様式とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の規

ただし書及び同条第二項から第五項までを削る。

第四条を次のように改める。

(入学志願の特例)

第四条 特別な事 情により他の都道 府県から高等学校に入学を志願することが適当であ

ると認められる者で教育長の承認を受けたものは、 前条の規定にかかわらず、 高等学

校に入学を志願することができる。

第五 条中 「所属学区外高等学校入学志願承認申請書」 を 一山 口県立高等学校入学志 願

承 認 申 - 請書」 に、 「次の各号に掲げる者の区分に従い、 当該各号に」 を「次に」 に改

め、同条各号を次のように改める。

一 証明書 (別記第二号様式)

一 前号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認める書類

第六条の見出しを「(山口県立高等学校入学志願の承認)」に改める。

第七条中 「所属学区外高等学校入学志願承認申請書」 を 山 口県立高等学校入学志願

認 申請 書」に改め、 「(公立中学校以外の中学校及び県外の中学校を除く。)」 を削

承

Щ 口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成二十七年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

Щ 口県立高等学校全日 制課程 の通学区域に関する規則の一 部を改正する規則

Щ 口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則 (昭和四十五 年山 口県教育委員

会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「「高等学校」を「この条から第四条までにおいて「高等学校」に改め、

「(以下「学区」という。)」を削る。

第二条を次のように改める。

(通学区域)

第二条 高等学校の通学区域は、山口県の区域とする。

第三条第一項中「学区(以下「所属学区」という。)」を「通学区域」に改め、 同項

		中学校長 回注 証明者は、申請者が現に在学している中学校の校長(中学校を卒業した者にあつては、申請者が卒業した中学校の校長)とすること。 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。	上記の <u>者は、山口県の区域外</u> の公立の高等学校に入学を志願しないことを証明 します。 年 月 日	第2号模式 (第5条関係) 証 明 書 任 所	改正案
		中学校長 回注 証明者に、申請者が現に在学している中学校の校長(中学校を卒業した者にあっては、申請者が卒業した中学校の校長)とすること。 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。	上記の <u>者は、 </u>	第3号模式 (第5条関係)(平3数委規則4・全改、平6数委規則10・一部改正)	現行

		改 正 案
注 承諾者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。	第2号様式 (第5条関係) (平3数奏規則4・全改、平6数奏規則10・平9数奏規則13・平13表	現行

いこと。 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。	注 申請者の氏名又は保護者の氏名を自署したときは、押印することを要しな	2 その毎 ()	1 証明書	添付書類	特別な事情の概要及 び山口県立高等学校 に入学を志願する理 由	入学志願先高等学校 及び志願学科 山口県立 高等学校 科	在学(卒業)中学校		下記のとおり <u>山口県立高等学校</u> に入学を志願することについて承認を受けたいので、山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。	保護者 郵便番号在 男子 人名	申請者 氏 名 の の 生年月日 年 月 日	山口県教育委員会教育長 様	年 月 日	<u> </u>	第1号模式 (第4条關係)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	注 申請	2 4	Pinty	添付書類	特別な び山口 で入今 由	入学志 及び志	在学]	ななって			E			第1号	
いこと。 考 用紙の大きさに	者の氏名又は	やの街(証明書	, 100	: 事情の概要及 1県立高等学校 ⁵ を志願する理	入学志願先高等学校 及び志願学科			記のとおり <u>所属</u> さ ので、山口県立 、関係書類を添っ			口県教育委員会		- IR	号様式(その4) 則13・平12数委規 (他の都道府県から)	
. と。 用紙の大きさは、日本工業規格	着の氏名又は保護者の氏名を	96(正明書	, max	特別な事情の概要及 び山口県立高等学校 に入学を志願する理 由	入学志願先高等学校	(卒業) 中学校		下記のとおり <u>所属学区外の高等学材</u> たいので、山口県立高等学校全日制謂 たいので、山口県立高等学校全日制謂 より、関係書類を添えて申請します。			山口県教育委員会教育長 様		所属学区外高等学	様式(その4)(第4条関係)(即13・平12巻委規則15・平13巻委規則 4 の都道府県から入学を志願する場	
-と。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。	申請者の氏名又は保護者の氏名を自署したときは、押印することを要しな	9奇(正明書	, max	、事情の概要及 1県立高等学校 2を志願する理	等学校		퍤	下記のとおり所属学区外の高等学校に入学を志願することについて承認を受けたいので、山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。	保護者 郵便番号 在 所 天 名 (電話 局	申請者 氏 名 生年月日 年		华	所属学区外高等学校入学志願承認申請書	様式 (その4) (第4条関係) (平3巻委規則4・全改, 平6巻委規則10・平9巻委規則13・平12巻委規則15・平13巻委規則4・一部改正) 即13・平12巻委規則15・平13巻委規則4・一部改正) の都道府県から入学を志願する場合)	

						改正案
添付書類	保護者 移転先住所 の住所 移転予定 の移転 年月日 た関す 年月日 3事項 移転の理由	在学 (卒業) 中学校 立 中学校 入学志願先高等学校 科 及び志願学科 山口県立 高等学校 科	下記のとおり所属学区外の高等学校に入学を志願することについて承認を受けたいので、山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。	- 17/1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	第1号様式(その3)(第4条関係) (平3数委規則4・全改、平6数委規則10・平9数委規 別13・平12数委規則15・平13数委規則4・一部改正) (保護者の住所が所属学区外の学区に移転する場合) 所属学区外の学区に移転する場合)	現行

						改 正 案
 添付書類 1 申請者が新たに同居しようとする保護者の住民票の写し 2 その他 (2 きの他 (注 申請者の氏名又は保護者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。 いこと。 債者 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。 	新たに同居 住 所 しようとす る保護者 氏 名 同居先を変更する理 由	在学 (卒業) 中学校 立 中学校 入学志願先高等学校 山口県立 高等学校 科	下記のとおり所属学区外の高等学校に入学を志願することについて承認を受けたいので、山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。 記	山口県教育委員会教育長 様 申請者 氏 名	第1号様式(その2)(第4条関係)(平3数委規則4・全水、平6数委規則10・平9数委規 別13・平12数委規則15・平13数委規則4・平18数委規則12・平2級委規則7・一部改正) (現に同居していない保護者と同居する場合) 所属学区外高等学校入学志願承認申請書	現行

			改正案
世里的条件の概要及 び所属学区の高等学校へ通学できない理 由 添付書類 1. 同居承諾書 2. 申請者が同居しようとする者の住民票の写し 3. その他(2. 申請者の氏名又は保護者の氏名を自署したときは、押印することを要した いこと。 (いこと。	1り、関係書類を添えて申請します。 在学 (本業) 中学校 立 中学校 入学志願た高等学校 山口県立 高等学校 科 度しよりと 氏名 統柄	別記 第1号模式 (その1) (第4条関係) (平3数委規則4・全水、平6数委規則10・平9数委規 期13・平12数委規則15・平13数委規則4・平13数委規則12・平24数委規則17・一部改正) (地理的条件のため所属学区の高等学校に通学できない場合) 所属学区外高等学校入学志願承認申請書 山口県教育委員会教育長 様 中請者 氏 名 年 月 日 日 110県教育委員会教育長 様 「電話 氏 名 年 月 日 日 110県教育委員会教育長 様 「電話 日 第0番号 年 月 日 「電話 局 番) 下記のとおり所属学区外高等学校全日制課程の通学区域に関することについて承認を受けたいので、山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則第4条の規定に	現行

	改 正 案
別表第三 (第三条関係)	現 行

								改正
								案
1) 144-11- 0 . J. 2) 11-11- E 51 44-17-7	阿東東中学	美祢市のうち於福中学校区、美東中学校長門市のうち菱海中学校区	美祢市のうち豊田前中学校区、渋木、真木長門市のうち俵山中学校区、渋木、真木	下関市のうち木屋川中学校区	のうち川西中学校区、阿知須中学	阿武郡 「阿武郡」 「阿北郡」 「阿	木中学校区、福栄中学校区、明区、むつみ中学校区、須佐中学校区、明防府市場では、河佐中学校区、田万川中学校区、田万川中学校区、田万川中学校区、田万川中学校区、田万川中学校区、田グ川中学校区、田グロ市	現
	萩高等学校 山口県立 大津緑洋高等学校	世 山口県立 地口県立 校 校	西市高等学校	厚狭高等学校 字部中央高等学校	宇部高等学校	分校高等学校德佐	美祢青嶺高等学校	行

													改正
•													案
校区、秋芳北中学校区 検区、秋芳南中学 検区、秋芳北中学校区、秋芳南中学	明木中学校	野中学校区		秋芳南中学		光市のりち大和中学校区	由字中学校区、中田小学校区代別の、大田における六呂師中学校区に限る。)、「大田における六呂師中学校区に限る。)、「大国中学校区(平成二十二年九月三年日市のうち通津中学校区、戦中学校に国市のうち通津中学校区、戦中学校	区、由字中学校区、とで学校区、単国市のうち通津中学校区、変中学校	柳井市のうち伊陸小学校区	周南市のうち須金中学校区	区域	別表第二(第三条関係)	現
西京高等学校	山口県立山口県立	山口鳥等学校	分校防府高等学校佐波	山口県立 防府高等学校	山口県立 熊毛南高等学校		柳井高等学校	周防大島高等学校	高森高等学校	分校 岩国高等学校広瀬 山口県立	高等学校の名称		行

			改
			正
			案
	:		
	L	 	
萩学区 阿武郡 郡	下関学区下関市		現
	門	美術青讀高等学交	現 行

1		
		<u> </u>
		1
		76
		改
		正
		-41-
		案
		*
		`
1		
		1
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	F.	
	厚際機	
	厚 狭 符 学	
	厚 狭 学 区	
		#
		現
		現
		現
		現
		現
		現
		現
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	現
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	
	山 養 宇 添 市 市 市 市 市	
	山 養 宇 新 市 市 市 市 市 市 市 市	
	上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海	
	上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海	
	上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海	
	上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海	
	上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海	

-1						
- 1				4		
					}	
	•					
						改
					j	
						正
				* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
1						
					İ	
						案
		·	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		İ	
					1	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·		` _
			周南学区		,	
			学			
	_	ł	区			
1						
				· ·		·
			周 光 下 南市 松 市 市			現
						現
						現
						現
						現
						-
			周 光 下 南市 松 市			-
	L E	新山分德山	周 光 下 南市 松 市	山 光 山 島 口 毛 口		現行
	_ _ _ _ _ _ _	が 新南 山口県立 一	周 光 下 南市 松 市	北京等学		-
		新南陽高等学校 山口県立 山口県立 山口県立	周 光 下 南市 松 市	北京等学校出口県立出口県立出口県立		-
	 [] S	カウ (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	周 光 下 南市 松 市	北高等学校出口県立出口県立		-
	_ _ _ _ 	カラ (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	周 光 下 南市 松 市	山口県立 山口県立 山口県立 山口県立 山口県立 山口県立 山口県立 山口県立		-
		カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カ	周 光 下 南市 松 市	山口県立山口県立山口県立		-
		新南陽高等学校 地口県立 山口県立 地口県立	周 光 下 南市 松 市	山口県立 山口県立 山口県立		-
		カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カ	周 光 下 南市 松 市	北高等学校出口県立出口県立		-

	(中請書の経由) (申請書の経由) (申請書の経由) で校長及び申請者が入学を志願する高等学校の校長を経由しなければならない。 (その他) (その他)
	い申条経の請し、対対の対対の対対の対対の対対の対対が対対の対対が対対が対対が対対が対対が対対が対
	入り、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
	意
	(略) 第五条の山口県立高等学校入学志願承認申請書は、 第五条の山口県立高等学校入学志願承認申請書は、 ならない。 でいる。 (略)
	(
	経 由 し マ 学 け 校
	f 校
柳 岩 井 国 学	第一 (金) 第
	(申請書の経由) (申請書の経由) (中請書の経由) (平三数委規 (平三数委規 (平三数委規)
熊 大 柳	第五条の所属学区は 第五条の所属学区は 第二条関係) 第二条関係) 第二条関係)
	を を で で で で で で で で の 中学校 の の の や 学区 外 高 に の の も る る る る る る る る る る る る る
	区
柳山周山高山分岩山 分岩出 岩出	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
柳川 周 山口県立 一	(申請書の経由) (申請書の経由) (申請書の経由) (中請書の経由) (平三教委規則四・全政) (平三教委規則四・全政) (平三教委規則四・全政) (平三教委規則四・全政) (略)
	名 れの の 中 な 長 学

	の決定をし、その旨を申請者に通知する。は、その内容を審査の上、承認をすることが適当であるかどうか第六条 教育長は、第四条の規定による承認の申請があつた場合に(山口県立高等学校入学志願の承認)							改正案
(平三老女規則以。全司)	の決定をし、その旨を申請者に通知する。 は、その内容を審査の上、承認をすることが適当であるかどうかま、その内容を審査の上、承認をすることが適当であるかどうかの決定をし、第四条の規定による承認の申請があつた場合に	規則七、一部改正)	(昭五四教委規則八・平三教委規則四・平一八教委規則一二・平二四教委ローイ に掲げる ものの ほか、 教育 長が 必要 がある と認める 書類	イ 証明書(別記第三号様式)四 前条第四号に該当する者 次に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、教育長が必要があると認める書類	前	イ 申請者が祈たで司苦しようとする保護者の住民票の写して 前条第二号に該当する者 次に掲げる書類 る書類	ロ 申請者が同居しようとする者の住民票の写して 同居承諾書 (別記第二号様式) 一 前条第一号に該当する者 次に掲げる書類	現行

「人学志願の
(入学志願の特例)
(入学志願の特例)
(入学
学志願の特例)(入学
・ 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願の特例) (入学) (入学) (入学) (入学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大
より他の都道府県から高等学校に入学を志願 (入学志願の)
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願(入学志願の特例)(入学志願の
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 第四条 次の各 学志願の特例) (入学志願の特例)
ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも ものは特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 第四条学志願の特例) (入学
ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(人学志願の特別) 「おおいまであると認められる者で教育長の承認を受けたもとい適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもという。 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 第四条 次の各学志願の特例)
、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 第四条 次の各学志願の特例) (入学志願の:
、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願第四条次の各学志願の特例) (入学志願の
、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも、特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願第四条次の各学志願の特例) (入学志願の)
、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 第四条 次の各 学志願の特例) (入学志願の
一 地理的条 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること」で志願することでお適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも、「人学志願の特別」である。
一 地理的条 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 第四条 次の各学志願の特例)
たる。 一地理的条 であると認められる者で教育長の承認を受けたも ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも を志願すること 学志願の特例) (入学志願の 学志願の特例)
・
「大学志願の特例」
「人学志願の特例」
(入学志願の特例) 「地理的条件別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願することで志願することでお適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことで志願することで志願の特例) 「人学志願の特別の特例)
「八学志願の特例)
「八学志願の特例
ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもと、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを志願することを表現の特例)
「八学志願の特例」
「八学志願の特別)
「八学志願の特例)
大学志願の特例
大学の用以 大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の時間 大学の日以 大学の時間 大学の日以 大学を志願の特例) 大学を志願すること 大学志願の特例) 大学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 大学志願のに、前条を志願すること 大学志願のに、前条を志願すること 大学を表願のに、前条を表願の特別 大学の日以 大学の日は、大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の日以 大学の日は、日は、大学の日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日
「八学志願の特例)
大学志願の特例
大学志願の特例 (入学志願の特例)
大学志願の特例 (入学志願の特例)
(入学志願の特別) (大学志願の特別) (大学志願の特別) (大学志願の特別) (大学志願の特別) (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること (大学志願すること
「人学志願の特例)
「八学志願の特例)
三 保護者の 三 保護者が 三 に、前条
「八学志願の特例)
「八学志願の特例)
「八学志願の特例)
「八学志願の特例」
「入学志願の特例
「八学志願の特例」
「八学志願の特例
「入学志願の特例」
「八学志願の特例」
(入学志願の特例) (入学志願の特別) (入学志服の特別) (入学志服の特別) (入学志服の特別) (入学志服の特別) (入学本表述者の表述者の表述者の表述者の表述者の表述者の表述者の表述者の表述者の表述者の
「入学志願の特例
「入学志願の特例
「人学志願の特例
(入学志願の特例) 「(入学志願の特例)
(人学志願の特例) 「人学志願の特例」 「人学志願の特別」 「人学志願の表別」 「人学表記述」 「人学表述述述」 「人学表述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述
(人学志願の特例) 「人学志願の特例」 「人学志願の特別」 「人学志願の表別」 「人学表述の表別」 「人学表別」 「人学表述の表別」 「人学表述の表別」 「人学表述の表別」 「人学表述の表別」 「人学表述の表別」 「人学表述の表
(入学志願の特例) 「人学志願の特例) 「人学志願の特例) 「人学志願の特例) 「人学志願の特例) 「人学志願がられる者で教育長の承認を受けたも」 「本の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「本のは、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「本のは、前条の規定にかかわらず、高等学校へ入学を志願することができる。」 「一、保護者がそれぞれ異常の生所が、入一」 「一、保護者の住所が、入一」 「一、保護者の住所が、入一」 「一、保護者の住所が、入一」 「一、保護者の住所が、入一」 「一、保護者の住所が、入一」 「中国の条件のため、通学学校へ通学学校へ通学学校へ通学学校へ通学学校へ通学学校へ通学学校へ通学学校
(人学志願の特例) 「人学志願の特例) 「人学志願の特別) 「人学本意味」 「人学志願の特別) 「人学志願の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表
(八学志願の特例) 「八学志願の特例) 「八学志願の特別) 「八学本記述) 「「八学志願の特別) 「八学本記述) 「「八学志願の特別) 「八学本記述) 「「八学本記述) 「八学本記述) 「「八学本記述) 「「「「「「八学本記述) 「「八学本記述) 「「八学本記述) 「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「
(入学志願の特例) 「入学志願の特例) 「入学志願の特例) 「入学志願の特例) 「入学志願の特例) 「入学志願の特例) 「入学志願の特例) 「大学の日以降、現に同人学の日以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の自以降、現に同人学の高等学校へ通学できないと認めらることが確実であるといる。
(ARROFE) (ARR
(承認の手続) (承認の手続) (承認の手続) (本認の手続) (本記の手続) (本記の手続) (本認の手続) (本認の手続)
部の手続) 「八学志願の特例」
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 第3 第4 第5 第5 第5 第5 第6 第7 第6 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7
(特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが高当であると認められる者で教育長の承認を受けたもまる。)
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) ・前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 ・ きる。
前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも を志願すること 一 地理的条件のため、通学できないと認められる者で教育長の承認を受けたも を志願することができるとができるとができるとができるとができる。 一 保護者の住所が、入言 保護者の住所が、入言 保護者の住所が、入言 保護者の住所が、入言 保護者の住所が、入 こ 保護者の住所が、入 こ 保護者の住所が、入 こ とが確実であると なことが確当である なことが確当である (平三被奏規則四・1 無 第五条 前条の規定により、
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特別とにかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。
情子により他の都道府県から高等学校に入学を志願することが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもった、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することを志願することが適当であると認められる者と同居している場合において「保護者の住所が、入学の日までに所属学区外の高等学校に入学を志願することが適当であると認められる者とことが確実であると認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいと認められる者をといいて、所属学区外の高等学校に入学を志願の特例) 「本語の手続」 「本語の音が表していたいかわらず、所属学を表し同居していたいと認められる者を表し同居していたいと認められる者を表していた。 「本語の手続」 「本語の手続」 「本語の手が、一体できないと認められる者を表していたる。 「本語の手が、一体できないと認められる者を表していた。 「本語の手が、一体できないと認められる者を表していた。 「本語の手が、一体できないと認められる者を表していた。 「本語の手が、一体できないと認められる者を表していた。 「本語の手が、一体できると認められる者を表していた。 「本語の手が、一体できると認められる者を表していた。 「本語の手が、一体できると認められる者であると認められる者であると認められる者であると認められる者であると認められる者であると認められる者であると認められる者であると思いるると認められる者であると思いるると思いるると認められる者であると思いるると思いるると思いるると思いるると思いるると思いるると思いるると思い
「人学志願の特例 「本認の手続 「本記
(人学志願の特例) 「人学志願の特例」 「人学志願することが選当であると認められる者」 「本語・「おるという。」は、所属学区外の高等学校に入学を表することが選当であると認められる者」 「本語・「おると記められる者」 「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること きる。 をある。 さる。 ・ 前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 きる。 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること きる。 *** 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
等により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
等別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 ・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 「地理的条件のため、保護者の住所が、入学の日までに所属学区外の高等学校とうきる。」 「中護者がそれぞれ異なる学区に居住している場合においてきる。」 「中護者がそれぞれ異なる学区に居住している場合において、当該の手続」 「承認の手続」 「本記の手続」 「本記の表しによる者で数が言といいる者」 「本記の手続」 「本記の表しによる者で数が言といいといいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいに表していいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいいに表していいに表していいに表していいいに表していいいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいいに表していると述えていいに表していいに表していいに表していると述えていいに表していると述えていいに表していると述えていいに表していいに表していいに表していると述えていいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していいに表していると述えていいに表していいに表して
等により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することをあると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことをる。 ***********************************
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願が 一により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 一にとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 一にとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 一による承認を受けようとする者(以下「申請 前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること きる。 ・前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 ・ 前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という)は、山口県立高等学校入学志願承認を受けたもの。 ・ 本人の表記を受けたもの。 ・ 本人の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表
等の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願を受けたも、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することをあると認められる者で教育長の承認を受けたも、前条の規定にかかわらず、高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記を表表)は、山口県立高等学校入学志願承認を受けたも、「一」を表表して、「一」を表表も、「一」を表も、「一」を表生、「一、「一」を表生、「一、「一」を表生、「一、「一」を表表も、「一、「一」を表も、「一、「一」を表も、「一、「一」を表生、「一、「一」を表生、「一
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することもる。 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することもる。」 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することもる。」 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することもる。」 「前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請します。」 「申請している」という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記を表した)という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記を表した)という。)は、山口県立高等学校入学を志願することも、前条の規定により他の都道府県から高等学校に入学を志願することも、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願する年という。)は、山口県立高等学校に入学を志願することも、前条の規定にかわらず、高等学校に入学を志願することも、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願する。
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること きる。 11 12 13 14 15 16 16 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。」 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願する年 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記を受けたも 「一」 「「一」 「「一」 「「一」 「「一」 「「一」 「「一」 「「一」
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 をお適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも言る。 1
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること きる。 1
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 1
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 ・ 次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・ 次に掲げる書類を添えて、入学を志願する年 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。)は、山口県立高等学校入学志願を受けたも
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること きる。 第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 ・前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 ・対している主題を受けようとする者(以下「申請 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 をおう。 ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する主と ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する主と ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する主と ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する主と ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する主と ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する主と ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する主と ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すると ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すると ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すると ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すると ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すると ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すると ・対して、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すると ・対して、次に表して、
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 きる。 ・ 1 ・ 2 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 3 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 きる。 ・ 1 ・ 1 ・ 2 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 5 ・ 6 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8
学志願の特例) 学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること をいう。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 をある。
(別記名二号表式) 正明書 (別記名二号表式) 正明書 (別記名二号表式) 正明書 (別記名二号表式) 正明書 (別記名二号表式) 正明書 (別記名二号表式) 正明書 (別記名二号表式)
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること をお。 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(別記第二号様式) 証明書 (別記第二号様式) 正世が適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたもうに、次に掲げる書類を添えて、入学を志願することという。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記を受けたもうと、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する年号様式)に、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する年号様式)に、次に掲げる書類を添えて、入学を志願する年号様式)と、次に掲げる書類を添えて、入学を志願することともなり、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することとは、1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に教育長に申請しなければならました。1000年間に表示した。1000年
(別記第二号様式) 証明書(別記第二号様式) 証明書(別記第二号様式) 証明書(別記第二号様式) 証明書(別記第二号様式) 証明書(別記第二号様式)
新聞の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 きる。 ・ 1 ・ 1 ・ 2 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 一にとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 一にという。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 をいう。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 をいう。)は、山口県立高等学校、入学を志願すること 1 1 第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら
(別記第二号様式) 正明書(別記第二号様式) 正明書(別記第二号様式) 正明書(別記第二号様式) 正明書(別記第二号様式) 正明書(別記第二号様式)
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること ・前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 きる。 ・ 1 ・ 1 ・ 2 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 きる。 11 12 13 15 16 17 17 17 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 一にとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも ことが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 一にという。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 をいう。)は、山口県立高等学校入学志願承認を受けたも 11 12 13 14 15 16 17 17 17 18 18 19 19 19 19 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11
学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 1000年が、次に掲げる書類を添えて、入学を志願すること 100日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 100日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 110日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら
第四十十二 (別記第二号様式) 第四十二 第四十二 第四十二 第四十二 11 12 13 15 15 15 15 15 15 15
特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願することが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 1、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 きる。 1、
第四学志願の特例) 学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「首条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「首条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願する年
第四の特例) 学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請 前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 「中請 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 「中請 という。」は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 「中請 「中請 「中請 「中請 「中請 「中請 「中請 「中
学志願の特例) 学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 言る。 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願する年 前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願する年 月四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 月四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 月四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら
第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長が必要があると認める書類を派えて、入学を志願する年月四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら
第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長が必要があると認める書類を派えて、入学を志願するエとまる。
第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならの日から二月五日までの間に教育長が必要があると認める書類を派えて、入学を志願するエとまる。
特別な事情により他の都道所県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道所県から高等学校に入学を志願すること 1とが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 1、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道所県から高等学校に入学を志願すること 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。」 学志願の特例) 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。」 「自四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 「四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 「四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 「四日から二月五日までの間に教育長が必要があると認める書類
特別な事情により他の都道所県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道所県から高等学校に入学を志願すること 1 記の手続) 1 記の手続) 1 記の手続) 1 記の手続) 2 という。) は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。) は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。) は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。) は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記を受けたも) 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
特別な事情により他の都道所県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道所県から高等学校に入学を志願すること 1 記の手続) 1 記の手続) 1 記の手続) 1 記の手続) 2 という。) は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。) は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。) は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記という。) は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記を受けたも) 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。」 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特例) ・ 1 ・ 2 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3
第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
第四の特例) 学志願の特例) 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 きる。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 3 ・ 5 ・ 6 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8
前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。」 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。」 「前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願する年 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら
前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願 一にとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 一にとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 一にとが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたも 一にという。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 という。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 をいう。)は、山口県立高等学校入学志願承認申請書(別記 第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら 第四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければなら
対別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願すること 首条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願すること きる。 1
学志願の特例) 学志願の特例) 学志願の特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願が、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することをある。 「前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請前条に掲げる書類を添えて、入学を志願する年月四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならまり、 次に掲げる書類を添えて、入学を志願する年月四日から二月五日までの間に教育長に申請しなければならまり、 次に掲げるもののほか、教育長が必要があると認める書類

																								改 正 案
三教委規則八・一部改正)	 教委規則九・平一三教委規則四・平一四教委規則一四・平一八教委規則二	則九・平六教委規則一〇・平八教委規則一二・平一一教委規則八・平一二	(昭四六教委規則九・昭五一教委規則一・昭六一教委規則八・平三教委規	学を志願することができる。	属学区外の髙等学校であつても当該髙等学校に	満たない高等学校で再募集をするものに入学を志願する者は、当	の数が募集人員(推薦入学により選抜された者の数を除く。)に	5 前各項の規定にかかわらず、選抜のための学力検査を受けた者	した者は、山口県立高森高等学校に通学することができる。	4 前三項の規定にかかわらず、山口県立高森みどり中学校を卒業	一 前号に掲げるもの及び体育コース以外のもの 百分の十	以外のもの 百分の二十	体育コースの生徒の募集が行われる場合における体育コース	とができる。	数)以内の人数に限り、当該所属学区外の高等学校に入学するこ	する人数(一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人	の各号の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た数に相当	願する者は、当該所属学区外の高等学校の普通科の募集人員に次	3 前二項の規定にかかわらず、所属学区外の高等学校に入学を志	できる。	は、所属学区外の高等学校に入学を志願し、又は通学することが	学する者で保護者が別表第三に掲げる区域に住所を有するもの	2 前項の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願する者又は在	

新旧対照表 山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則

学区域の高等学校に入学を志願し、又は通学するものとする。(これらの者に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のない(これらの者に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のない(入学の志願及び通学)	第二条 高等学校の通学区域は、山口県の区域とする。(通学区域)	ついて必要な事項を定めるものとする。から第四条までにおいて「高等学校」という。)の通学区域に外の第一条 この規則は、山口県立高等学校全日制課程(以下この条(趣旨)	改 正 案
(入学の志願及び通学) (入学の志願及び通学) (入学の志願及び通学) (入学の志願及び通学) (入学の志願及び通学) (入学の志願及び通学) (入学の志願とび通学)	(昭四六教委規則九・昭六〇教委規則一・一部改正) 第一のとおりとし、高等学校の普通科(体育コースに限る。)及第一のとおりとし、高等学校の普通科(体育コースに限る。)及び普通科以外の学科の学区は、県下全域とする。	(平二教委規則-五·平二三教委規則四・一部改正) 校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)について必要 校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)について必要 (趣旨)	現行

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部 を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

平成28年度入学者選抜から実施する全日制普通科の通学区域の改善により、全日制 課程の通学区域が県内全域となることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 山口県立高等学校全日制課程の通学区域は、山口県の区域とする。
- (2) 第三条第一項ただし書及び同条第二項から第五項までを削る。
- (3) 入学志願の特例及び承認の手続について、他の都道府県から高等学校に入学を志願する例を除き、従前の通学区域の例を削る。
- (4) 別表第一から別表第三までを削る。
- (5) 別記第一号様式 (その一) から同様式 (その三) までを削り、同様式 (その四) 中「(他の都道府県から入学を志願する場合)」を削り、所属学区外高等学校入学志願承認申請書」を「山口県立高等学校入学志願承認申請書」に、「所属学区外の高等学校」を「山口県立高等学校」に改め、同様式 (その四)を同様式とする。
- (6) 別記第二号様式を削る。
- (7) 別記第三号様式中「者は、 内」を「者は、山口県の区域外」に改め、 同様式を別記第二号様式とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 経過措置

この規則による改正後の山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の規定は、平成28年4月1日以後に入学する者について適用し、平成28年3月31日に在学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正 する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成27年(2015年)10月28日

山口県教育委員会

	字 字 文	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	
		커 쨾 <u></u>	
		本	
応用化 学工学 科	建設工学科	電気工学科	機械工学科
8	3	3	3
35	40	70	8 0
		核	
		機械科	
	ر 4	3 4 ×	
		40	

校の項を次のように改める。 別表の1の表山口県立大津緑洋高等学校の項中「120」を「90」に、「30」を「25」に改め、同表山口県立奈古高等学

		.i.S.	_		_
		等学校	山口県立奈古高		
		鬥	阿武郡阿武		
			\forall		
			校		
华	源科学	生物資		普通科	
		ω		ω	
					_
止する。	から生徒募集を停	科は、平成28年度	及び生物資源科学	全日制課程普通科	_
,					_

別表の2の表山口県立高森みどり中学校の項中「40」を「50」に改め、 別表の3の表山口県立下関中等教育学校の項中

9 120 を

6

105

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

口県立下関工業高等学校の項を次のように改める。 「140」に改め、同表山口県立響高等学校の項中「80」を「70」に改め、同表山口県立下関中央工業高等学校の項及び山 別表の1の表山口県立豊浦高等学校の項中「200」を「180」に改め、同表山口県立下関南高等学校の項中「160」を

米回中	出口県立下関工			大 米 里 中 火		
	下星				州置	
	本				本校	
電子科	電気科	機械科	九学工 季季	土木科	建築科	機械・造船科
ω	ಏ	ω	ω	ω	ω	ω
	檢				l	l
	機械科					
£	ξ 3 Δ 4					
成28年度から生徒募集を停止する。	「日本代及り、国本のでは、日本のでは、日本代のに、日本代のに、日本代のに、日本代のに、日本代のに、日本代のに、日本代のは、日本のは、日本代のは、日本のは、日本代のは、日本代のは、日本代のは、日本代のは、日本代のは、日本代のは、日本代のは、日本代のは、日本代のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	全日制課程機械	न 	度から生徒募集を	生木科及び化学工 まない でまかん	全日制課程機械・

別表の1の表山口県立下関工業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十七年 月 日

Щ

П

県 教

育委員会

山口県教育委員会規則第

号

山

.口県立高等学校等の管理に関する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

別表の 1の表山口県立岩国高等学校の項中 30 30 を 25 30 に改め、 同表山口県立高森高等学校の項中

(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)

の

部を次のように改正する。

「120」を「105」に改め、 同表山 口県立田布施農工高等学校の項中 140 を「35」に改め、 同表山口県立熊毛北高等学校

の項中

「40」を「35」に改め、

同表山口県立徳山高等学校の項中

40

を

40

に改め、

同表山口

口県立新南陽高等

40

等学校の項中「160」を「200」に改め、 学校の項中 「160」を「145」に改め、 同表山口県立防府西高等学校の項中 同表山口県立小野田工業高等学校の項を次のように改める。 「140」を「160」に改め、 同表山口県立西京高

	十 知 中 文	一里 一里 一里 一里 一里 一里	
	Ξ	山陽小野田	
		林 蔡	
化学工業科	電子情報科	情報科 学科	機械科
ω	ω	3	3
40	40		40
		檢	I
		機械科	
	9	ĭ 3 ² ×	
		4 0	
	~	a 15: 1:\	
	及どの主に終来で停止する。	全日制課程情報科学科は、平成28年	

新旧対照表

学校の名称	学校の位置	本校又 は分校 の別		日制調 修業年 限	第1学年生徒定員	昼夜 の別	定時制	り課程 修業 年限	第1学 年生徒 定員		制課程 第1学 年生徒	専 学科	攻 修業 年限	第1学年生徒	備	考
		-	-		疋貝		(略)		正 貝		定員			定員		
		本杉	普通科	3	240											
山口県立岩国高	岩 国	ŧi 📗	理数科	3	40											
等学校		坂上分校 広瀬分	百进科	3	30											
		校	普通科	3	25											
							(略)									
山口県立高森高 等学校	岩 国	市本核	普通科	3	105											
	•	•	•	•			(略)	•		•			•			
		1	生物生産科	3	35											
山口県立田布施	熊毛郡田布	本杉	食品科	3	35											
農工高等学校	施町	4 0	環境土 木科	3	35											
			機械制御科	3	35											
							(略)									
山口県立熊毛北	B ±	+ _ +	普通科	3	35											
高等学校	周南	市 本 杉	ライフ デザイ ン科	3	35											
		本 杉	普通科	3	280	夜	普通科	3又 は4	40							
山口県立徳山高 等学校	周南	市 徳山北	理数科	3	40			14.4								
		分校 鹿野分	普通科普通科	3	30											
山口県立新南陽 高等学校	周 南	校 市 本 杉	普通科	3	145											
<u> </u>	+	1	1	1	1		,	-			1					
							(略)									
山口県立防府西 高等学校	防府	市 本 杉	総合学科	3	160											
		•	•	•	. 7		(略)		. 7	•	•	_		. 7	, -	

行 現 別表 (第2条関係) 1 高等学校編制表 全日制課程 定時制課程 通信制課程 専攻科 本校又 は分校 の別 学校の名称 学校の位置 第1学 年生徒 定員 第1学 年生徒 定員 第1学 学科 年生徒 定員 修業 第1学 年限 定員 備考 昼夜 の別 学科 (略) 普通科 3 240 本 校 理数科 3 40 山口県立岩国高 等学校 岩 国 市 坂上分 校 普通科 3 30 広瀬分 校 普通科 3 30 (略) 山口県立高森高 岩 国 市 本 校 普通科 3 120 (略) 山口県立田布施 農工高等学校 熊毛郡田布 施町 生物生 産科 本 校 3 35 食品科 学科 3 35 環境土 3 35 木科 機械制 御科 3 40 (略) 普通科 3 40 山口県立熊毛北 高等学校 ライフ デザイ ン科 周南市 本 校 3 40 普通科 3 280 3又 は4 本 校 夜 普通科 40 理数科 3 40 山口県立徳山高 等学校 徳山北 分校 周南 市 普通科 3 40 鹿野分 校 普通科 3 30 山口県立新南陽 高等学校 周南市 本 校 普通科 3 160 (略) 山口県立防府西 高等学校 総合学 科 防府市 本 校 3 140 (略)

							Ę		正	9	答					
引表(第2条	:関係)															
1 高等	学校編	制表	ŧ						(略)							
山口県立西京高 等学校	ЩП	市	本	校	普通科総合ビ	3	200 540 ち、コののと でした。									
					ジネス 科 情報処 理科	3	40									
									(略)							
山口県立小野田 工業高等学校	山陽小野	<u>田</u>	<u>本</u>	校	機械科 情報科 学科 電報科 化業科 化業科	3 3 3 3	40 - 40 40	_夜_	機械科	<u>3又</u> は4	40					全日制課程情報科 学科は、平成28年 度から生徒募集を 停止する。
									(略)							
山口県立豊浦高 等学校	下 関	市	本	校	普通科	3	<u>180</u>									
山口県立下関南 高等学校	下関	市	本	校	普通科	3	140		(略)				<u> </u>		1	
山口県立響高等学校	下関	市	本	校	普通科	3	70									
			-						(略)							
山口県立下関中 央工業高等学校	下関	市	<u>本</u>	校	機械・ 造船科 建築科 土木科 化学工 業科	3 3 3 3										全日制課程機械・ 造船科、建築科、 土木科及び化学工 業科は、平成28年 度から生徒募集を 停止する。
山口県立下関工 <u>業高等学校</u>	下関	市	本	校	機械科 電気科 電子科	3 3 3	<u>-</u> -	夜	機械科	3又 <u>は4</u>	1					全日制課程機械 科、電気科及び電 子科並びに定時制 課程機械科は、平 成28年度から生徒 募集を停止する。
山口県立下関工 科高等学校	下関	市	<u>本</u>	校	学科 応用化 学工学	3 3 3 3	70 40 35	夜	機械科	<u>3又</u> は4	40					
山口県立大津緑 洋高等学校	長門	市	木	校	<u>料</u> 普通科 生物生 産科 生活科	3 3	90 25 25						航海科	2	10	大津校舎、日置校 舎及び水産校舎を
	רז א				学科 海洋技 術科 海洋科 学科	3 3	<u>25</u> <u>25</u> <u>25</u>						機関科	. 2	10	音及い水座仪音を置く。
		,					•		(略)							

別表(第2条	:関係	系)																	
1 高等	学村	交編	制制	長					(1	略)									
	_			-				160		呼 <i>)</i> 					-		 		
山口県立西京高 等学校	Ш	Ц П	巿	本	校	普通科	3	160 9は育ス徒員る っぱりなっと。											
						総合ビ ジネス 科	3	40											
						情報処 理科	3	40					:					*	
									(1	略)									
				-		機械科	3_	40											
<u>山口県立小野田</u> 工業高等学校	山陽市	易小里	予田	本	校	情報科 学科	_3_	40	夜	機械科	3又 は4	40							
	1,1-					<u>化学工</u> 業科	_3_	_40			12.4								ě
									(1	 略)							—		
山口県立豊浦高 等学校	下	関	市	本	校	普通科	3	200											
7.1%															1				
 山口県立下関南							7	1	(略) T		l		1	ļ	·	Т	T	
高等学校	下	関	市	本	校	普通科	3	160											
山口県立響高等 学校	下	関	市	本	校	普通科	3	_80											
									(1	· 略)	'								
	 					IWA L. N		 		1.	-	-	ļ	-	-	ļ	1	<u> </u>	
						機械・ 造船科	<u>3</u>	<u>35</u>											
山口県立下関中 央工業高等学校	下	関	市	本	校	<u>建築科</u>	3	<u>35</u>	35										
						化学工	3	35						×					
						<u>業科</u> 機械科	3	70	>								-		1
山口県立下関工 業高等学校	下	関	市	本_	校	電気科	3	35		機械科	3又 は4	40						L	
,					_	電子科	3	35							******		*		
						普通科 生物生	3	120							航海科	2			
山口県立大津緑 洋高等学校	長	門	市	本	校	産科 生活科			30					10				大津校舎	口器块
						学科海洋技	. 3								機関科	2	10	舎及び水 置く。	を校舎を
						術科	3	30											
						海洋科 学科	3	<u>30</u>										,	

改正案

別表 (第2条関係)

1 高等学校編制表

(略)

	•				i	i					
山口県立奈古高 等学校	阿武郡阿武		普通科	3_							全日制課程普通科 及び生物資源科学
	町	<u>本 校</u>	生物資 源科学 科	3							科は、平成28年度 から生徒募集を停止する。

別表 (第2条関係)

2 中学校編制表

学 校 の 名 称	学校の位置	本校又は分校の別	修業年限	第1学年生徒定員	備考
山口県立高森みどり中学校	岩 国 市	本 校	3	50	

別表 (第2条関係)

3 中等教育学校編制表

		本校又は分校		前期課程	後期	課程		
学校の名称	学校の位置	の別	修業年限	第1学年 生徒定員	学 科	第4学年 生徒定員	備考	
山口県立下関中等教育学校	下関市	本 校	6_	<u>105</u>	普通科	120		

~ 🗀	<i>/</i> .─
圳	行

別表 (第2条関係)

1 高等学校編制表

(略)

	4				L	L	1	 1		ı		 I
			普通科	_3_	_30							
<u>山口県立奈古高</u> 等学校	阿武郡阿武町	本を	生物資 <u>源科学</u> 科	_3_	_30						٠	

別表 (第2条関係)

2 中学校編制表

学	<u> </u>	校	Ø	名	称	学	校	Ø	位	置	本校又	は分校の別	修業年限	第1学年生徒定員	備	考
山口	1県	立高	森み	どりり	中学校	岩		国		市	本	校	3	40_		

別表 (第2条関係)

3 中等教育学校編制表

学校	の 名	称	学	校の	位	置	本校又は分校 の別	修業年限	前期課程 第1学年 生徒定員	後其学科	第4学年	備	考
山口県立下	関中等教育	育学校	下	艮		市	本 校	_6_	生徒定員	普通科	生徒定員	* .	

議案第3号 参考資料

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

平成28年度の山口県公立高等学校の入学定員の策定等に伴い、同規則の別表の1、 2及び3の一部を改正するもの。

2 改正の内容

- (1) 別表の1のうち、以下の事由に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改める。
 - ・下関工科高等学校の開校
 - ・小野田工業高等学校の学科改編
 - ・岩国高等学校広瀬分校等の入学定員の変更
- (2) 別表の2及び3のうち、入学定員の変更に伴い、関係学校の第1学年生徒定員を改める。

3 施行期日

平成28年4月1日

報告事項

番号	件名		主	管	課	
1	平成28年度(2016年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験(第二次試験)の選考結果について	教	職	ļ	Ę	課
2	平成27年度人事委員会勧告の概要について	教	職	ļ		課
3	県立高校再編整備計画の策定について ※別冊資料	高	校	教	育	課
4	平成28年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領及び 入学者募集要項並びに選考検査問題作成方針について	高	校	教	育	課
5	「やまぐち型地域連携教育」に係る優良「地域協育ネット」等表彰につ いて	社文	会 化	教	育財	· 課
6	平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題におけるいじめの現状について ※別冊資料	学校	交安?	全 ·	体育	課

平成28年度(2016年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験 (第二次試験) の選考結果について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 概 要

※ () は昨年度、*は募集なし 第二次試験は、志願者 1,580人(1,599人)のうち、第一次試験合格者 631人(608人)及 び第一次試験免除者 162 人(165 人)を対象に実施し、このうち、761 人(753 人)が受験し

最終倍率は全体で 3.6 倍(3.9 倍)となり、選考区分、志願区分別の採用候補者名簿登 載予定者数及び最終倍率は、次のとおりです。

ました。選考の結果、410人(387人)を採用候補者名簿の登載予定者としました。

選考区分・	志願区分	名簿登載	予定者数	最終	· 倍率
一般選考	小 学 校	200人	(199人)	2.2倍	(2.2倍)
4.人,性可是老	中 学 校	96人	(94人)	4.7倍	(5.0倍)
社会人特別選考	高等学校	78人	(60人)	5.7倍	(7.4倍)
スポーツ・芸術特別選考	計	374人	(353人)	3.5倍	(3.8倍)
山口県教師力向上プログ	特別支援学校小学部	4人	(4人)	5.3倍	(5.0倍)
ラム修了者特別選考	特別支援学校中学部	4人	(4人)	3.8倍	(4.3倍)
博士号取得者特別選考	特別支援学校高等部	4人	(5人)	4.5倍	(3.8倍)
停工 万 取 待 有 特 別 迭 考	計	12人	(13人)	4.5倍	(4.3倍)
看護科教諭特別選考	養護教諭	22人	(21人)	4.4倍	(4.6倍)
合		408人	(387人)	3.6倍	(3.9倍)
身体障害者を対	象とした選考	2人	(0人)	1.5倍	(- 倍)
身体障害者を対象と	した選考を含む合計	410人	(387人)	3.6倍	(3.9倍)

※詳細は別紙「平成 28 年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果」参照

名簿登載予定者数のうち、社会人特別選考による者は、小学校0人(1人)、中学校4人 (0人)、高等学校0人(0人)、スポーツ・芸術特別選考は、中学校2人(1人)、高等 学校1人(0人)、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考は、26人(*)、博士号取 得者特別選考は、0人(2人)、看護科教諭特別選考は、高等学校1人(1人)でした。

2 採用について

採用については、平成28年度(2016年度)山口県公立学校教員採用候補者名簿に登載 された者の中から必要に応じて決定します。

3 その他

採用予定者が自信と熱意をもって4月からの教職生活をスタートすることができるよ う、採用予定者を対象に着任するまでの心構え等について学ぶ研修を12月27日(日)、 28日(月)に実施します。

資 料

平成28年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果

) は昨年度

*は募集なし

1 選考区分・志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登載予定者数

(1) 選考区分・志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登載予定者数

			内第一次試験	大		ŧ	第	二次試験	* 2	最終倍率
選≉	き区分・志願区分	志願者数	免除者数① ※1	受験者数②	合格者数③ ※3	倍率②/③	受験者数④ ※3	登載予定者数⑤ ※3	倍率④/⑤	(1+2)/5
— 般	小 学 校	460	38	393	229	1. 7	254	200	1.3	2. 2
選	小 子 枚	(459)	(41)	(393)	(222)	(1.8)	(256)	(199)	(1.3)	(2. 2)
考、	中学校	480	51	399	178	2. 2	219	96	2. 3	4. 7
特	中 子 ໝ	(500)	(64)	(403)	(166)	(2. 4)	(223)	(94)	(2. 4)	(5. 0)
別	高等学校	478	55	386	168	2. 3	214	78	2. 7	5. 7
選博教考	向守子仪	(480)	(48)	(396)	(160)	(2. 5)	(202)	(60)	(3.4)	(7. 4)
士師へ	計	1, 418	144	1, 178	575	2. 0	687	374	1.8	3. 5
号力社 取向会	āl	(1, 439)	(153)	(1, 192)	(548)	(2. 2)	(681)	(353)	(1.9)	(3.8)
得上人者プ	特別支援学校小学部	23	1	20	10	2. 0	11	4	2. 8	5. 3
有ノ	付別又拨于仅小子叫	(20)	(1)	(19)	(9)	(2. 1)	(10)	(4)	(2. 5)	(5.0)
看グポー	特別支援学校中学部	15	3	12	6	2. 0	9	4	2. 3	3.8
護ラー 科ムツ	符別又抜子牧中子部	(17)	(4)	(13)	(6)	(2. 2)	(10)	(4)	(2. 5)	(4. 3)
教修•	特別支援学校高等部	19	3	15	8	1.9	11	4	2. 8	4. 5
諭了芸) 者術	特別又拨字校高寺部	(19)	(2)	(17)	(10)	(1. 7)	(12)	(5)	(2. 4)	(3.8)
4,14	計	57	7	47	24	2. 0	31	12	2. 6	4. 5
	āΤ	(56)	(7)	(49)	(25)	(2. 0)	(32)	(13)	(2. 5)	(4. 3)
1	・	102	10	86	30	2. 9	40	22	1.8	4. 4
1	き き 教 訓	(103)	(5)	(92)	(35)	(2. 6)	(40)	(21)	(1.9)	(4. 6)
	合 計	1, 577	161	1, 311	629	2. 1	758	408	1.9	3. 6
	i at	(1, 598)	(165)	(1, 333)	(608)	(2. 2)	(753)	(387)	(1.9)	(3. 9)
白. /大院等	『者を対象とした選考	3	1	2	2	1.0	3	2	1.5	1.5
対体性を	5日で刈水とした選考	(1)	(0)	(1)	(0)	-	(0)	(0)	-	-
身体障害	『者を対象とした選考	1, 580	162	1, 313	631	2. 1	761	410	1.9	3. 6
	を含めた合計	(1, 599)	(165)	(1, 334)	(608)	(2. 2)	(753)	(387)	(1.9)	(3.9)

- (1,334) (100) (1,334) (100) (1,334) (100) (1.3) (100

(2) 社会人特別選者の状況(上表(1)の内数)

(2) 1147	< 14 May	四ついバル	L(1/0/	138				
# [頼 区	⇔	志願者数	内第一次試験 免除者数	第一次	て試験	第二	欠試験
/E. /	M94 EL 73		心順日奴	免除者数	受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
/\	学	校	0	0	0	0	0	0
71.	7	TX	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)
中	学	校	11	0	11	7	7	4
+	7	1X	(6)	(0)	(5)	(1)	(1)	(0)
÷ (等学	夶	5	0	3	2	1	0
	च 🛨	1X	(5)	(0)	(4)	(3)	(2)	(0)
	計		16	0	14	9	8	4
	п		(12)	(0)	(10)	(5)	(4)	(1)

(3) スポーツ・芸術特別選考の状況(上表(1)の内数)

(9) (1)		373372	3 ** (**)	2007-01 1207				
				内第一次討略	第一	次 試 験	第二次	欠試 験
志願	区分		志願者数	内第一次試験 免除者数	受験者数	合格者数 ※	受験者数 ※	登載予定者数 ※
中 学	拉校		9	2	7	3	5	2
+ +	- TX		(6)	(0)	(6)	(4)	(4)	(1)
高 等	学 坎		15	0	15	2	2	1
同寸	子 100		(10)	(1)	(7)	(2)	(3)	(0)
計	L		24	2	22	5	7	3
A1			(16)	(1)	(13)	(6)	(7)	(1)

- ※ 第一次試験合格者数、第二次試験受験者数及び登載予定者数には、第二志願で合格した者を含む。
- (4) 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の状況(上表(1)の内数)

±	願 区	\triangle	志願者数	内第一次試験 免除者数	第一	次 試 験	第二次試験		
志	限 凸	/)			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数	
ds	~	校	27	0	27	26	26	26	
1,1	+	ťΧ	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	

(5) 博士号取得者特別選考の状況(上表(1)の内数)

±	志願区分		\leftrightarrow	志願者数	内第一次試験	第一	第一次試験		欠 試 験	
/Us			心順 日	受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数			
+	等	*	夶	0	0	0	0	0	0	
高	寺	7	校	校	(3)	(0)	(3)	(3)	(2)	(2)

(6) 看護科教諭特別選考の状況(上表(1)の内数)

志願「	区	\triangle	志願者数	内第一次試験	第一次試験		第二次試験	
志りは		//	心原白奴	免除者数	受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
高等:	学	夶	3	1	2	1	2	1
高等:		校	(2)	(0)	(2)	(2)	(2)	(1)

2 中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部の採用候補者名簿登載予定者数の教科別内訳

)は昨年度 * は募集なし 第一次試験受験者数(第一次試験免除者含む。) 名簿登載予定者数 校 最終倍率 社会人 スポーツ・芸術 博士号取得者 社会人 スポーツ・芸術 博士号取得者 教科•科月等 特別選考 R 特別選考 (内訳) (内訳) (内訳) (内訳) (内訳) (内訳) 玉 語 (0) (0) 2.5 4.8 (3.2) (8.0) (5.1) 38 (41)15 (13)汁 (10) 슾 (80)数 学 (92) (1)15 (18) 0 5.1 理 科 (37) (0) (0) (16) (0) (0) 2.2 7.0 (2.3) (5.6) 14 音 楽 (0) (0)n 由 28 n 孛 9.0 (0) (0) 羊 紤 (0)(3) (10) (0) (0) (6.0)18 (18)0 9 0 . 校 保健体育 14 109 (80)(1)(8.0)技 術 (9) (1)(0)4.0 (4.5 (12) (70) (0) (0) 庭 (1) (0) (0) 10.0 (12.0 外国語(英語) (16` 4.2 (4.4)合 450 (467)(5) (0) 96 (94)(0) (0) 4.7 (5.0)11 9 (6) 4 2 (1) Ŧ 諈 47 (41) 11 (6)n 4.3 (6.8)世界史 (16) (0) (0)14.0 (8.0 (0) (0) (2) (1) 地理歴史 日本史 (24) (11) (0) (0) 14.0 28 (12.0)n 14.0 地 理 14 U (11.0)(0) (0) (0) (0) 倫 珥 6 (4)0 (1)0 6.0 (4.0)公 民 (11.0 政治·経済 (11)8.0 (6.8) (5.0) (4.8) 数 67 (61) (1)(0)11 6.1 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) 理 (5) (19) 7.0 5.0 (1)物 学 0 n 0 (4)0 化 理 科 生 物 24 (25) (3) (75) 0 (0) (0) (4)0 (0)3.4 (6.3) (3.0) (37.5) (1) (2) 地 学 1.0 保健体育 67 (0)(0)(0) 33.5 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (6) (9) (1) (1) 6.0 <u>(6.0)</u> 咅 楽 芸 術 0 0 0 0 (9.0)美 術 8 8.0 (5.0) (7.2) (5.5) (3.0) (4.0) 高等 書 道 0 (0) (0) (0) (0) (0) (0)(1) 0 (0)(0) 8.0 (6) (2) (0) (0) 外国語(英語) 42 (43)学 庭 3.5 (11)情 報 (0) (0) (3) (4) (1) 7.0 0 (1)0 農業畜産系 農業 農芸化学・食品系 3 (4)0 (0)(1)0 (0)3.0 (4.0)(0) (0) (4.5) 機械系 (1)4.0 (6)(1)(1)電気系 4 (6.0)工業 (0) (0) (5) (7) (2) (1) (2.5) (7.0) (0)土木建築系 n <u>5.0</u> U n (0)化学工業系 6 6.0 商 24 (28)(1) (3)0 (0)8.0 (9.3 (0) (0) (0) (0) 航海系 (1)(0)(0)水 産 機関系 0 0 0 2.0 3.0 (* (<u>*</u>) (*) (1) 食品·栽培系 0 (*) 0 (*)(2.0)看護(特別選者) 福 祉 (6)(0)(1)(0)(6.0)(444) (2) 0 (2) 441 (4) 15 (8) 0 (3) 78 (60)1 (0) 玉 語 (1) 社 会 (1)学 (1) 数 0 0 (0)理 科 0 (1) 0 (1)音 楽 (0) (0) (0)(0)術 部 保健体育 (3) (0) (2) (3) (17) 0 (1) 技 紤 0 0 (0)家 莊 0 0 (0)外国語(英語) 計 <u>15</u> (4) 3.8 (4.3) 国 語 (0)(0)0 世界史 0 (0)0 (0)地理歴史 日本史 0 (0)0 (0)(0) (0) (0) (0) 地 理 0 佮 理 U 公 民 政治·経済 (0)0 (0)数 (1) 0 (0)別 物 理 0 (0)0 (0)援 (0) (0) 学 (0)化 理 科 学 (1)n n 4 物 校 地 学 0 (0)0 (0)侭 健体 10 音 楽 (2)(0)芸 術 (1) (0) (0) (0) 美 術 外国語(英語) 0 家 莥 n (1) 0 (1) 情 報 農業畜産系 0 (1) 0 (0)農業 (0) (0) (0) (0) 農芸化学・食品系 0 0 0 機械系 U 電気系 0 (0)0 (0)工業 土木建築系 化学工業系 0 (0)(0)(0) (2) (0)0 (0)理療(特別選考) * (3)* (1)

平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成27年10月19日山口県人事委員会

【本年の給与勧告のポイント】

- 給料表、期末・勤勉手当 (ボーナス) を引上げ改定 (給料表は3年連続、期末・勤勉手当は2年連続の引上げ)
- 〇 県内に在勤する職員に対し、国基準の支給率(注)の範囲内で地域手当を支給
 - (注) 国基準の支給率…国の指定基準に基づく地域手当の県職員への加重平均支給率

第1 給与についての報告及び勧告

- 1 職員給与と民間給与の比較
 - (1) 月例給(本年4月時点)

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
375, 777円	373, 548円	2,229円(0. 60%)

(2) 特別給 (ボーナス)

・ 民間の特別給の支給割合(昨年8月から本年7月まで) 4.21月分 (職員の現行の年間支給割合は4.10月分)

[参考] 本年の人事院勧告の内容

- 月例給、特別給ともに2年連続の引上げ
 - ・月例給は民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、「給与制度の総合的見直し」における地域手当の支給割合の引上げの一部を4月に遡及して実施
 - ・特別給は勤勉手当を0.10月分引上げ
- 「給与制度の総合的見直し」として、平成28年度から地域手当の支給割合の引上げ、単身赴任手当の支給額の引上げを実施

2 給与改定の内容

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、 職員の給与について判断・・

(1) 本年の給与改定

ア 給料表

- ・ 本年4月時点で、民間給与が職員給与を2,229円(0.60%)上回っており、 給料表について、所要の改定を行うことが必要(実施時期:平成27年4月1日)
- ・ 職員の大半が「給与制度の総合的見直し」における給料表水準の引下げに伴 う経過措置額を受けており、給料表を引き上げても較差がなお残る状況

イ 期末・勤勉手当

・ 民間の支給割合との均衡を図るため、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分(年間0.10月分)引上げ

○ 期末・勤勉手当の支給割合

		T			
手当の別支給期	期末手当	 勤勉手当	合 計		
6 月期	1.225月分	0.75→0.80月分	1.975→2.025月分		
ОЛЯ	(1.025)	(0.95→1.00)	(1. 975→2. 025)		
12 月 期	1. 375	0. 75→0. 80	2. 125→2. 175		
12 万 朔	(1. 175)	(0.95→1.00)	(2. 125→2. 175) °		
年 間 計	2. 60	1. 50 →1. 60	4. 10→4. 20		
十 间 印	(2. 20)	$(1.90 \rightarrow 2.00)$	(4. 10→4. 20)		

備考 ()内は特別管理職員

ウ地域手当

- ・ 地域手当の支給地域がある他の都道府県では県内一律の支給率で手当を支給 している県が多く見られ、県内に国の支給地域があるにもかかわらず手当を支 給していないのは本県のみ
- ・ 本県の公民較差の状況、職員の広域的な通勤実態、他の都道府県の状況等を 考慮すると、国基準の支給率(直近の平成26年度では0.17%)の範囲内で県 内に在勤する職員に対し手当を支給することが必要

工 初任給調整手当

・ 医師等に対する手当の支給額を国に準じて引上げ

(2) 昇給制度の見直し

・ 他の都道府県の動向や本県の実情等を考慮し、平成28年4月1日から、55歳を 超える職員が標準の勤務成績で昇給する場合の号給数を2号給から1号給に抑制

3 給与制度の総合的見直し

(1) 地域手当

・ 県外勤務者及び医師等に係る手当について、国に準じて支給割合を改定

(2) 単身赴任手当

- ・ 基礎額 (現行26,000円) を30,000円に改定
- ・ 交通距離の区分に応じた加算額の限度(現行58,000円)を70,000円に改定

4 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

・ 国や民間の動向等を注視しながら、配偶者に係る扶養手当の支給要件等について検討を行うことが必要

(2) 再任用職員の給与

• 国の動向等を注視しながら、再任用職員の給与について引き続き検討を行うことが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、引き続き、時間外勤務の要因の把握に努め、業務負担の 平準化など、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要
- ・ 特に管理職員は、職員の業務処理の「マネジメント」が最も重要な職務の一つであることを改めて自覚し、時間外勤務の縮減につながる有効な勤務時間の管理及び業務の進行管理に努めることが重要
- ・ 業務の繁閑を踏まえた計画的・連続的な年次有給休暇の取得を促進するとともに、 休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

2 メンタルヘルス対策等

- ・ 組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、 良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ 昨年の労働安全衛生法の改正により義務付けられたストレスチェックなど、職員 のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組を着実に実施することが必要
- ・ メンタルヘルスを害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進して ていくことが必要
- ・ 本年改定された特定事業主行動計画の目標達成に向け、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努めるなど、具体的な取組を着実に進めていくことが 重要
- ・ フレックスタイム制など、柔軟で多様な勤務形態の導入については、国や他の都 道府県の動向を注視しつつ、行政サービスへの影響や業務執行体制の確保に留意し ながら検討することが必要

第3 人事行政の運営についての報告

1 雇用と年金の接続のための取組

・ 国においては、定年年齢の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大等の措置が検 討されており、本県においても、組織活力や公務能率の確保などと併せ、フルタイ ム勤務の活用等、再任用職員の能力と経験を活かせる制度となるよう留意すること が必要

2 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保・育成

- ・ 人材の確保に向けて、各種広報活動を積極的に行うとともに、有効かつ適切な 試験制度の見直しなどの取組が必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた人材の計画的な育成のため、多様な研修の実施や 長期的な人材育成の視点に立った人事管理等が必要

(2) 女性の採用・登用等

・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の成立等を踏まえ、本県においても、採用、登用及び人材育成に係る取組について、女性受験者の増加を図るとともに、女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会を拡大するなど、より一層の取組が必要

3 人事評価制度

・ 職員の能力・実績に基づいた人事管理は、組織の活性化や公務能率の向上を図る ためにも重要であり、公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの 人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要

4 公務員倫理

・ 職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

[参考]

1 改定額・率(行政職)

平成27年4月1日現在

職員数	平均年齢	平均給	与月額	北字姫	北宁家	
似貝奴	十岁十四	改定前	改定後	改定額	改定率	
4,786 人	43.5 歳	369,126 円	370,249 円	1,123 円	0.30 %	

- (注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、 単身赴任手当(加算額を除く。)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地 手当(これに準ずる手当を含む。)の総額を職員数で除したものである。
 - 2 改定後の平均給与月額は、県内の地域手当の支給割合を0.15%として試算している。
 - 3 改定率は、平成27年4月1日現在の平均給与月額(改定前)に対する割合である。

2 過去の給与改定の状況(行政職)

	月例給 改定額			備考
平成18年	改定なし	改定なし		
平成19年	601円	0.05月	29千円	
平成20年	689円	改定なし	12千円	
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	jj .
平成23年	改定なし	改定なし	<u>-</u>	' 11
平成24年	改定なし	改定なし		<i>II</i>
平成25年	899円	改定なし	14千円	IJ.
平成26年	1,734円	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.10月	56千円	

平成28年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領及び入学者募集要項並びに選考検査問題(記述式の課題1及び記述式の課題2)作成方針について

1 実施要領及び募集要項並びに選考検査問題(記述式の課題1及び記述式の課題2)作成方 針の概要について

(1) 実施要領

応募資格、入学定員、出願の手続、選考検査の実施期日・日程・方法、選抜の方法、 入学予定者の手続、補欠入学、願書及び調査書の様式・記入例等、入学者選抜に関し必要な事項を定めたもの

(2)募集要項

実施要領記載事項のうち、志願者が出願する際に必要となる事項を中心に示したもの

(3) 選考検査問題(記述式の課題1及び記述式の課題2) 作成方針

選考検査問題(記述式の課題1及び記述式の課題2)を作成するに当たっての方針を 定めたもの

2 実施要領の要点について

(1) 応募資格

保護者(児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。)の住所が県内にある者で、平成28年3月に小学校等を卒業する見込みのもの

(2)入学定員

山口県立下関中等教育学校 105人 山口県立高森みどり中学校 50人

(3)日程

ア 出願の期間 平成28年1月4日(月)から1月7日(木)午後5時まで

イ 選考検査の実施日 平成28年1月16日(土)

ウ 入学予定者の発表 平成28年1月27日 (水) 午後4時にそれぞれの学校に掲示する。 受検者全員に郵送で通知する。

(4) 出願の手続

志願者は、次に掲げる書類等を提出する。

ア 入学及び選考検査受検願書

イ 調査書

ウ 受検票を送付するための封筒

(5) 選考検査の方法

ア 面 接(個人面接)

イ 記述式の課題1及び記述式の課題2(資料をもとに考えたこと等を問う。)

(6) 選考検査管理委員会

山口県立中等教育学校及び中学校に校長を長とする選考検査管理委員会を置き、厳正を 期する。

(7)選抜

山口県立中等教育学校長及び中学校長は、調査書及び選考検査の結果により、入学予 定者を選抜する。

(8) 入学予定者の手続

ア 入学意思確認書の提出

イ 入学予定者証明書の交付

ウ 市町教育委員会への届出 等

(9) 補欠入学等

入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認した上、 入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は、平成28年2月19日(金)までとする。

3 入学者選抜説明会について

小学生・保護者を対象とした入学者選抜説明会を両校で実施する。

- ・山口県立下関中等教育学校 平成27年10月31日(土)午前9時30分から午前11時30分まで
- ・山口県立高森みどり中学校 平成27年11月7日(土)午前8時50分から午前11時50分まで

平成28年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜のための 選考検査問題(記述式の課題1及び記述式の課題2)作成方針

6年間にわたる中高一貫教育の中で、多様な教育活動に意欲的に取り組むこと ができる児童を選抜するために、小学校の学習内容を踏まえ、次の点に留意して 記述式の課題による検査問題を作成するものとする。

- 1 資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。
- 2 自ら課題を見つけ、筋道を立てて考え解決しようとする態度や能力等を 総合的にみることができるような出題に努める。
- 3 一人ひとりの児童の意欲や発想の豊かさ等をみることができる内容を出題 するよう心がける。

「やまぐち型地域連携教育」に係る優良「地域協育ネット」等表彰について

社会教育・文化財課

社会総がかりによる「地域教育力日本一」の実現に向け、コミュニティ・スクールや「地域協育ネット」等の取組により子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」の推進を図るため、概ね中学校区を一まとまりとして学校・家庭・地域の連携・協働により教育支援活動等を実践する「地域協育ネット」等のうち、その活動内容が特に優れ、他の模範と認められるものに対して表彰を実施する。

1 表彰主体

山口県教育委員会

2 表彰基準

- (1) コミュニティ・スクールや、関係機関・地域の各団体等と、幅広く連携・協働した 体制が構築されている。
- (2) 中学校区等において、「めざす子ども像」が共有され、活動計画の策定等が行われている。
- (3) コーディネーター等により、より多くの地域住民やボランティアの参画を得た活動が行われている。
- (4)地域の伝統文化継承活動や地域ぐるみの避難訓練など、地域の特性や実情に応じた継続的、発展的な活動が行われている。
- 3 表彰数毎年5程度

4 表彰時期

平成27年度は「山口県コミュニティ・スクール推進フォーラム」において実施予定

- 日 時 平成27年12月19日(土)
- 場 所 防府市公会堂(防府市緑町1丁目9-1)

5 推薦者

市町教育委員会(萩市は文化・生涯学習課)

6 選考方法

県選考委員の審査を経た上で、教育委員会議(11月26日)に諮り決定。

意見交換

番岩	件 名		主	管	課
1	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について	特教	別 育	推	え 援 進 室

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について

平成27年10月28日特別支援教育推進室

1 国の障害者施策

(1) 障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約 H26.1 締結)

≪目的≫

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

≪第二条 定義(抜粋)≫

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

≪第二十四条 教育(抜粋)≫

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を 差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、<u>障害者を包容する</u> あらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び 生涯学習を確保する。(~中略~)
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。(~中略~)
- (c) <u>個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること</u>。 (~中略~)

(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告) (H24.7 中央教育審議会初等中等教育分科会)

障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、<u>人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み</u>であり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法 H28.4 施行)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
 - 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的 障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実 施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなら ないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の 除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 インクルーシブ教育システム理解促進事業 (H27)

(1) 「特別支援教育フォーラム」の開催

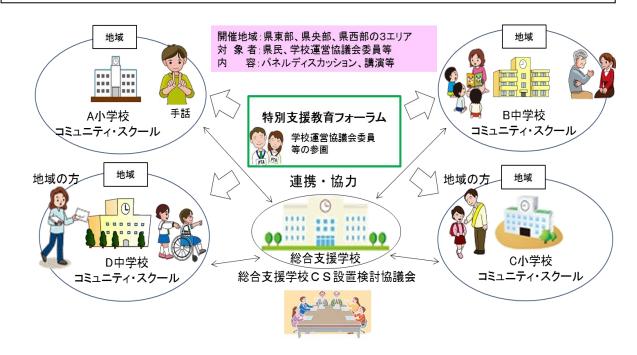
障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて、学校・家庭・地域が一体となり、地域の教育力の向上を図ることのできるコミュニティ・スクールと連携した特別支援教育フォーラムを開催することにより、地域の方の特別支援教育への理解の促進を図る。

<開催日・会場>

県 央 部:7月26日(日) 県セミナーパーク 県 東 部:8月29日(土) シンフォニア岩国 県 西 部:8月30日(日) 海峡メッセ下関

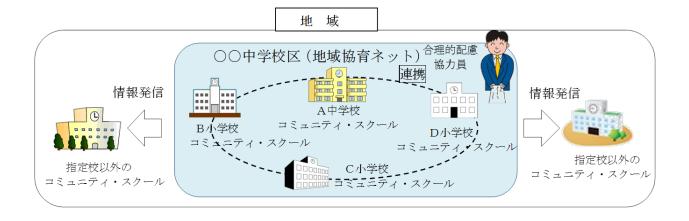
<参加人数>

3会場計:約500人



(2) 「合理的配慮協力員」の配置 (7中学校区に各1名配置)

障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の蓄積及び、適切な「合理的配慮」のための校内体制の整備等についての実践研究を行う。

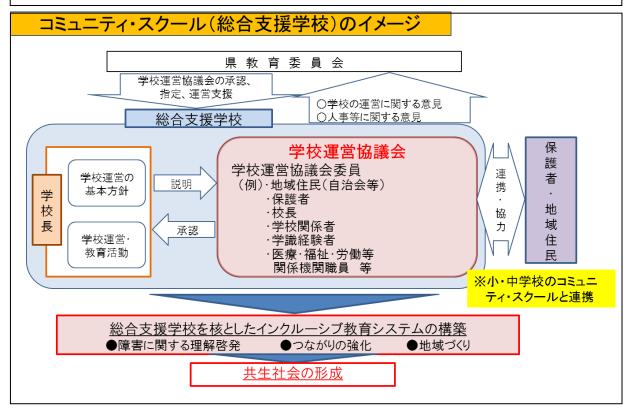


■ 合理的配慮の例示(文部科学省)



(3) 総合支援学校へのコミュニティ・スクール設置に向けた検討

学校・家庭・地域が一体となり、地域における特別支援教育の推進を図ることができるコミュニティ・スクールの設置に向けた検討を行う。



コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の指定状況(H27.4.1 現在)

			内 訳						
順位	都道府県	指定校数	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		
1	山口県	4 0 7	0	264	1 4 3	0	0		
2	東京都	262	0	1 7 8	8 4	0	0		
3	京都府	2 5 2	1 2	182	5 1	0	7		
4	岡山県	174	5 1	8 4	3 8	1	0		
5	神奈川県	1 4 1	1	9 5	4 2	2	1		

※コミュニティ・スクール指定校数 2,389 校(44 都道府県内、235 市区町村で導入)

3 「交流及び共同学習」の意義

特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。【「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」H24.7中央教育審議会初等中等教育分科会】

<特別支援学校学習指導要領>

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを 通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする<u>交流の側面と</u>、教科等のねらいの達 成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。

「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。

4 取組の方向性

- ○小・中学校の学校運営協議会を活用した特別支援教育の取組
 - ・学校運営協議会での協議を通した、校内及び地域における特別支援教育の理解促進を図る上での課題の確認・共有
 - ・特別支援教育フォーラムに参加いただいた学校運営協議会委員(学校運営協議会) の企画による、保護者や地域の方々を対象とした研修会の実施
 - (例) 手話研修会、疑似体験(アイマスク、車椅子等)、障害についての研修会
- ○「合理的配慮協力員」による実践事例の蓄積と共有
- ○総合支援学校へのコミュニティ・スクール設置の検討
 - ・コミュニティ・スクール設置に向けた「検討協議会」を7校に設置
 - ・ 学校運営協議会委員の選定の検討
- ○「交流及び共同学習」の推進
 - ・学校、市町教育委員会への意義等についての周知・指導
 - ・各学校のWebページ等による地域への情報発信
 - ・県教委によるリーフレットの作成と各学校への配付

【参考資料】障害者の権利に関する条約(障害者権利条約 H26.1 批准)

≪目的≫

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

≪第二条 定義(抜粋)≫

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

≪第二十四条 教育(抜粋)≫

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を 差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、<u>障害者を包容する</u> あらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び 生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達 させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) <u>個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。</u>
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。